

3－3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	130,086	19,513	3	6,946	137,035	19,513
社	債	82,486	12,373	－	4,150,887	4,233,373	12,373
預貯金	銀 行 預 金	7,871,380	1,180,707	78,302	1,465,928	9,415,610	1,180,707
	銀行以外の金融機関の預金	2,746,706	412,006	123,218	792,513	3,662,437	412,006
	勤 務 先 預 金	522,266	78,340	－	－	522,266	78,340
合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配		262,593	39,389	1,127	14,041	277,761	39,389
公 社 債 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配 等		600,300	90,045	－	5,229	605,529	90,045
小 計		12,215,817	1,832,373	202,650	6,435,544	18,854,011	1,832,373
定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金 等		289,333	43,400	－	223,765	513,098	43,400
匿名組合契約等に基づく利益の 分 配 、 生 命 保 険 等 の 差 益		109,642	22,136	1,446	－	111,088	22,136
割 引 債 の 償 還 差 益		－	－	－	－	－	－
計		12,614,792	1,897,909	204,096	6,659,309	19,478,197	1,897,909

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	千円 9,944,649	千円 1,997,033	千円 2,123,303	千円 3,376,038	千円 260,893	千円 15,443,990	千円 2,257,926
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配等	－	－	209,208	138,091	9,902	347,299	9,902
源泉徴収選択口座内配当等	－	－	－	2,264,584	158,474	2,264,584	158,474
計	9,944,649	1,997,033	2,332,511	5,778,713	429,269	18,055,873	2,426,302

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	711,219	49,782

調査対象等： 平成23年2月から平成24年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された
「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税
徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	404,225,410	12,540,314	1,062,403,073	31,831,420	1,466,628,483	44,371,734
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	711,929	23,044	6,550,821	117,917	7,262,750	140,961
	計	404,937,339	12,563,358	1,068,953,894	31,949,337	1,473,891,233	44,512,695
退 職 所 得		35,484,910	428,055	28,779,233	832,178	64,264,143	1,260,233
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	88	-	88

調査対象等：給与等の支払者から平成24年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成23年2月から平成24年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 2,161,269	千円 242,222
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	12,629,667	1,278,226
	診療報酬	8,505,309	733,942
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	5,021,300	257,445
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	973,052	100,196
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	1,199,432	70,632
	契約金・賞金	99,501	9,386
	小 計	30,589,530	2,692,049
法 第 203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)		648,482	12,047
法 第 207 条 該 当 (生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金)		943,859	5,594
法 第 174 条 該 当 (馬 主 に 支 払 わ れ る 競 馬 の 賞 金 等)		-	-
計		32,181,871	2,709,690
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成24年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成23年2月から平成24年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	千円 2,926	千円 302
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 （公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	936,650	62,334
匿 名 組 合 契 約 に 基 づ く 利 益 の 分 配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	253,740	50,748
退 職 手 当 等	-	-
人 的 役 務 の 報 酬	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	266,602	26,645
著作権の使用料又はその譲渡による対価	84,090	13,018
貸 付 金 の 利 子	69,930	11,336
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	613,107	120,599
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	587,210	58,721
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	45,480	9,059
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	2,859,735	352,761

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。